

## 秀吉の画像賛

斎 藤 夏 来

### はじめに

家康が、豊臣政権下の第一人者という立場から、秀吉にかわる天下人へと脱皮するためには、どのような過程を要したのであろうか。徳川氏が、関ヶ原の戦いや大坂の陣などを画期としながら、豊臣氏を結集核とする勢力を、政治的、経済的、軍事的に圧倒してゆく過程については、これまでも様々な議論が蓄積されている<sup>(1)</sup>。本稿では、こうした諸過程に付け加えて、宗教的な過程というものもより本格的に検討する必要があるのではないかと提言したい。

秀頼による慶長期の寺社復興事業は、一般的には、豊臣氏の財力を削ぐための家康の策略と捉えられがちである。しかし家康自身も、あいついで寺社法度を制定し、あるいは宗論の主催を意図するなど、最高権力者の正統性に関わり得る宗教政策にそれなりの関心を示している<sup>(2)</sup>。大坂の陣の引き金になったとされる方広寺大仏殿供養なども含めて、豊臣氏主催の宗教行事は、家康に警戒感を抱かせる何らかの要素を伴っていたと考える必要があるのではないか<sup>(3)</sup>。

秀吉を神としてまつる豊国大明神もまた、家康が秀吉にかわる天下人へと脱皮するうえで、克服すべき豊臣氏主催の宗教的装置であり、のちの東照大権現の創出は、家康が秀吉にかわる存在であることを示すために必要な事業であ

つたともいえるであろう。とくに、豊国社の勧請などにあわせて多数製作された秀吉の画像は、関ヶ原の戦いや大坂の陣などで、豊臣氏方につくのか、それとも徳川氏方につくのか、その帰趨が問われる諸勢力の間にも流布しており、彼らの内面世界にも迫り得る貴重な素材と考えられる。では、どのような画像が、どのような人々の間で共有されていたのか、とりわけ、複数の画像に認められる禅僧の賛には、誰の要請に基づき、どのようなことが書かれているのか。以下に検討を進めてゆきたい。

### 一 画像の流布状況

秀吉画像は、現代にいたるまで膨大に製作され続けると同時に、失われた画像、ないし失われつつある画像も、おそらく膨大に存在する。したがって、その全貌を把握することはもとより不可能といふべきだが、現存する画像に基づき、多くの人々が秀吉画像を必要としたのはなぜか、画像を通じ、秀吉という人物をどのように認識しようとしていたのか、ある程度の認識を得ることは十分に可能であろう。

諸先学の検討により、製作時期が豊臣・徳川併存期の慶長期にさかのぼり得る画像、あるいは、慶長期製作画像の再興本ないし写本とみなし得る江戸時代の画像のうち、幅広い人々に共有された定式の画像は、これまでのところ別表の四〇点を確認している<sup>(5)</sup>。画像の分類についても、すでにいくつかの提案が行われているが、本稿では、I把尺とII斜め扇の二群に注目したい。前者は、「これかよくに申よしきいて候」という書き込みのあることで著名な、No. 1 逸翁美術館本の像容を引き継ぎ、多くの場合、極端に小さな手足が描かれており、把尺（片手で尺を垂直に保持）している画像群である。一方後者は、No. 24名古屋市秀吉清正記念館本、No. 26藤田美術館本、No. 31神戸市立博物館本、No. 38 岐阜市歴史博物館本など、尺ではなく扇を右手で斜めに持ち、左脇に刀を置く画像群を中心とする。No. 37禅林寺本な

ど、右手に持っているのが尺か扇か判然としないものも存在するが、尺は正式には、両手で垂直に保持するⅢの持尺か、Ⅰの把尺か、いずれにしても垂直に立てる作法であろうから、本稿では、斜めに持っているものはすべて、閉じた扇を表現しているものと判断した。No.33神照寺本は、容貌や太刀の描写が大きく異なり、No.34光徳寺本、No.35堺市博物館本、No.36西教寺本は太刀が描かれていないが、いずれも右手に斜めに扇状の物を持っていることから、Ⅱの画像群に属するものと判断した。さらに、各画像群内の近縁関係についても認識すべく、上下および背後の神殿装飾の特徴などに基づき、類似性の強い画像をまとめて表示するようつとめた。

以上のような基準に基づき作成した別表をあらためて概観してみると、慶長期製作の秀吉画像の原本、ないし再興本や写本を今日まで伝えていているのは、多くの場合、各地の寺社であることに気づく。

このうちNo.11新日吉神宮本は、寛政十年（一七九八）に妙法院から新日吉社境内の樹下社に寄付されたかつての豊国社神影と指摘されている。<sup>(7)</sup> No.14妙法院本やNo.22京都豊国社本も、製作時期は下るかもしれないが、同類の画像とみてよいかと思われる。

一方、No.3醍醐寺本は、江戸後期の段階で、No.7誓願寺本か、同系統の画像を写したものと指摘されている。<sup>(8)</sup> ただし醍醐の花見の舞台にもなるなど、豊臣氏と密接な関係をもつ同寺に伝来したNo.3は、他所に伝来した画像の写本というよりは、同寺に分祠されている豊国社で供養対象となっていた慶長期製作画像の再興本と考える余地もあるかもしれない。さらに醍醐寺は、No.7を伝える誓願寺、No.21を伝える等持院、No.32を伝える真正極楽寺、No.40を伝える叡福寺、および個人的な尺・扇の持ち方の画像を伝える金戒光明寺などとともに、慶長期の秀頼による寺社復興事業の対象となったことでも知られている。北川央氏の指摘によれば、持明院に伝来しているNo.5についても、元来、淀君の実家浅井家の菩提寺である小坂坊に伝来していたもので、同坊は片桐且元が秀頼の命をうけて復興に関与した形跡があるという。No.37を伝える禅林寺も、秀吉の馬廻をつとめた尾張津島の河村久目齋が、秀頼の命をうけ、本堂再

興工事を担当した可能性があるという。さらに、多賀大社に伝わるNo. 4の軸木銘によると、同本は秀頼乳母と考えられる「御城宮内卿」の依頼により、軸装に仕立てられたことが判明するという。この事実に基づき、秀頼の寺社復興事業の対象となった寺社に伝来する秀吉画像は、豊臣氏が製作し奉納したものではないかと指摘されている。

以上、関係史料の博搜により、別表に含めた秀吉画像のうち、少なくともNo. 3、No. 4、No. 5、No. 7、No. 21、No. 32、No. 37、No. 40の八点もの画像の成立と伝来が、秀頼の寺社復興事業との関連で説明し得ると指摘された意義は大きい。その点を確認したうえで、さらなる検討課題として、以下の二点を指摘できるのではないかと思う。

まず第一に、上記八点の像容が、必ずしも同一ではないことをどう考えるか、いいかえれば、これらの画像に、豊臣側の統一的な規格ないし意志が、どの程度及んでいるといえるのか、という問題である。この点とも関わって、第二に、No. 4多賀社本の製作における御城宮内卿（木村長門守母）、No. 5持明院本の製作における片桐且元、No. 37禅林寺本の製作における河村久目齋などの主体性をどのように評価できるか、という問題を挙げておきたい。すなわち彼らは、さしあたり豊臣氏と各社社の「仲介者」で、各社社の復興事業を担当した奉行と評価されており、画像の製作および奉納という事業の主体は、基本的には秀頼を当主とする豊臣氏と把握されている。しかしその一方で、「秀吉画像の各種系統と仲介者との間に何らかの相関関係が見いだせるのではないか」という注目すべき指摘もなされている。小松城主丹羽長重よりの拝領物と伝えられるNo. 12善性寺本や、加藤清正が勧請した肥後豊国社の遺品とみられるNo. 13本妙寺本、何らかの事情で製作が中断されたとみられるNo. 19吉川家本や、真田昌幸の花押が記されているNo. 2蓮華定院本などの存在も念頭に置かならば、数多くの秀吉画像の成立は、「豊臣氏の寺社政策」という文脈の上で理解するだけでなく、様々な人々がどのような「秀吉認識」を抱きつつ、豊臣氏に臣従していたのか、すなわち、豊臣政権といわれる権力体の結集のあり方を語る素材として検討する必要もあるかと思われる。

あらためて別表を概観して注意したいのは、秀頼の寺社復興事業との関連が指摘された八点に匹敵する質量で、禅

別表 秀吉画像一覧

画像分類基準		No.	所蔵者	作成年代	賛銘など	注記図録No.
束帯・垂櫻冠	帯刀	1	逸翁美術館	慶長期	(無記名書込)	4
		2	和歌山・高野山蓮華定院	慶長期か	真田昌幸(花押)	2
天華釣り紐なし	背後横あり・頭上包紙型あり	3	京都・醍醐寺	江戸時代・19世紀		12
		4	滋賀・多賀大社	慶長期		3
天華釣り紐あり	襖かけ太刀柄	5	和歌山・高野山持明院	慶長期		6
		6	滋賀・西教寺			8
天幕釣り紐あり	背後横あり・頭上包紙型なし	7	京都・誓願寺	慶長期		5.10
		8	愛媛・宇和島伊達保存会	慶長4年2月賛	西榮承允賛	19
上部個別形状	背後横あり・頭上包紙型なし	9	個人(旧・丸鬼家)	慶長6年1月賛	南化玄興賛	7
		10	京都・高台寺	慶長6年4月賛	好古子(弓藏普運)賛	4
上部裝飾なし	背後屏風前像主背後に太刀柄	11	京都・新日吉神宮	慶長期		6.13
		12	石川・善性寺	慶長期		14
直衣袴・唐冠	背景なし	13	熊本・本妙寺	慶長期		5
		14	京都・妙法院	江戸時代		10
直衣袴・唐冠	背景なし	15	岡山・大光寺	江戸時代		
		16	京都・高台寺	慶長3年8月賛	南化玄興賛	14
直衣袴・唐冠	背景なし	17	愛知・妙興寺	慶長5年6月賛	南化玄興賛	8.18
		18	大阪市立美術館	慶長5年6月賛	惟杏永哲賛	2.5.6.7
直衣袴・唐冠	背景なし	19	吉川報效会			6
		20	畠山記念館	慶長期	伝・近衛信尹賛	16
直衣袴・唐冠	背景なし	21	京都・等持院	慶長4年8月賛	三章令彰賛	9
		22	京都・豊国神社	江戸時代		
直衣袴・唐冠	背景なし	23	滋賀・長浜八幡宮	江戸時代・18世紀		15

1把尺



僧の著賛を有する画像が九点も存在する事実である。これらの画像賛は、多くの場合、秀吉の臣従者たちの依頼、すなわち請賛によるものである。そこには一体どのような内容が書かれているのか、秀吉の臣従者たちは、禅僧の言葉を紹介を試みて以後、<sup>(1)</sup>余り検討されたことはないように思われる。以下、詳細な典拠の調査や、語義の確認などに課題を残しているが、さしあたり全体像の把握を優先して、禅僧の語録類にみられる作例も含めて、管見に入った秀吉画像賛の読解案を提示し、今後のより精確な検討への準備作業としたい。

## 二 著賛と請賛

現在までに確認している秀吉の画像賛を年紀順に配列すると以下のとおりである。紙幅の都合により、内容よりも見た目を重視しているとみられる原文の改行箇所は、必要に応じ「」で表記する。字体は新字に統一する。

【賛A】 No.16 高台寺本（慶長三年八月、「虚白録」にも収録）

（原文） 雖護倭国／振威大明／撰政紫闕／積功金城／畿内崇徳／海外伝名／胸襟快活／月白風清／咄／応田中氏  
／兵部郎請／欽賛／太閤相公／慶長三稔八月十八日／前花園南化玄興

（読み下し） 倭国を護すと雖も 威を大明に振るう 紫闕に撰政として 功を金城（堅固な城）に積む 畿内徳を崇び 海外名を伝う 胸襟快活 月白く風清し 咄 田中氏兵部郎の請に応じ 欽んで太閤相公に賛す（後略）

【賛B】 【定慧円明国師虚白録】<sup>(12)</sup>（慶長三年十一月）

（原文） 国泰寺殿雲山龍公大居士肖像／大明日本 振一世豪 佩国王印 賜天子袍 鳳翔千仞 鶴舞九臯 開太

平路 海闊山高 別別 永祝児孫累枝葉 万年松上結蟠桃 慶長戊戌仲冬日 祥雲比丘南化叟欽賛

(読み下し) 国泰寺殿雲山龍公大居士肖像 大明日本 一世の豪を振るう 国王の印を佩び 天子の袍を賜う  
 鳳千仞に翔け 鶴九阜に舞う 太平の路を開きて 海闊く山高し 別別 永く祝す児孫枝葉を累んことを 万  
 年松上に蟠桃(三千年に一度結実するという桃の木)を結ぶ(後略)

【賛C】 No.8 宇和島伊達保存会本(慶長四年二月)

(原文) 儼然遺像／有威有儀／聞風來享／真丹高麗／富田左近將監繪／大相国尊容需書／一語感不忘忠義之／志  
 不獲辭謹賛／慶長四曆仲春十八日／鹿苑承兌

(読み下し) 儼然たる遺像 威あり儀あり 風に來享を聞く 真丹高麗 富田左近將監 大相国の尊容を繪し  
 一語を書すことを需む 忠義の志を忘れざるに感じ 辭することを得ず 謹んで賛す(後略)

【賛D】 「皇朝名画拾彙」(慶長四年三月)

(原文) 大谷刑部少輔吉繼(或作吉隆) 工画 嘗写豊臣公像 妙心寺南化和尚賛云／文韜武略 兼并三権 掌握  
 日本 勢捲朝鮮 德施四海 声徹九天 威光未滅 遍滿山川 到于児孫 小大不応 計雪積千 福松万年 応大  
 谷吉繼公之請 欽賛太閤相公之肖像 慶長己亥三月十日 前花園南化叟 此幅珍藏于京師藪内氏

(読み下し) 文韜武略 三権(政治を行うに必要な三つの威力。高い地位、富、君主の信任)を兼并す 日本を掌握し  
 勢は朝鮮を捲す 徳は四海に施し 声は九天に徹す 威光はいまだ滅せず 山川に遍滿す 児孫に到り 小大不  
 応 計雪積千 福松万年 大谷吉繼公の請に應じ 欽んで太閤相公の肖像に賛す(後略)

【賛E】 No.30 サンフランシスコアジアミュージアム本(慶長四年四月)

(原文) 一代英豪絶等倫恩風／普及四方明朝鮮震旦／俱來貢／綸命已称／豊国神／施業院全宗老絵／豊国大明神  
 尊容四威儀／中瞻之仰之蓋以平生／顔遇不淺也乞予需題／一語於其上不獲默止謹／奉賦一祇夜也／慶長四年己亥



孟夏(四月)ノ十又八日 鹿苑承兌拜贊

(読み下し) 一代の英豪にして等倫を絶し 恩風普く四方の民に及ぶ 朝鮮震旦ともに来貢し 綸命已に豊国神と称す 施薬院全宗老 豊国大明神の尊容を絵し 四威儀(仏語。行・住・坐・臥の四つの作法)中これを瞻(み)これを仰ぐ けだし平生顔遇浅からざるをもつてなり 予に乞いて一語をその上に題せんことを需む 黙止することを獲ず 謹みて一祇夜を賦し奉るなり(後略)

【贊F】 No.21等持院本(慶長四年八月)

(原文) 徳爵齒之三貴智仁勇之大人ノ執(と)笹支倭権柄(と)周漢唐洪鈞ノ風吹不鳴(と)枝葉雨降不破(と)塊塵ノ為(と)万歳安天下(と)祠洛陽中岳神(と)普ノ日重光月重輪ノ此(と)図像廻(と)大閤相国真照(と)而(と)杉原久西公ノ所(と)命工也(と)公以(と)相国金台之(と)隗始(と)不勝(と)羹(と)羹ノ之敬(と)為(と)欲(と)祭(と)如在(と)之(と)故(と)也(と)慶長己亥八月十八日ノ雲(と)卧(と)庵(と)令(と)彰(と)埜(と)納(と)欽(と)筆

(読み下し) 徳爵これ三貴に齒(つら)なる智仁勇の大人 笹支倭の権柄を執り周漢唐の洪鈞(天、造化、造物者)を転ず風吹きて枝葉鳴らず雨降りて塊塵を破らず 万歳に天下を安んずるため洛陽中岳に祠して神となる(普) 日は光を重ね月は輪を重ぬ この図像廻ち大閤相国の真照にして杉原久西公に命ずる所なり 公相国金台の隗始(「從隗始」の故事)能吏の意か)たるをもつて羹(か)羹(人(を)仰ぎ慕(う)こと)の敬にたえず いますがごとく祭らんと欲するためのゆえなり(後略)

【贊G】 『定慧円明国師虚白録』(慶長四年八月)

(原文) 豊国大明神ノ天縦聖武 治国安民 転前相位 号大明神 除秦苛政 学漢寛仁 植徳椿木 保八千春 時慶長己亥八月吉辰 応道濫禅人之請 虚白道人書

(読み下し) 天縦(てんじようせいぶ)聖武(李衛公問对)にみえる語、秀吉を唐の太宗に見立てるか) 国を治め民を安んず 前の相位を転じて 大明神と号す 秦の苛政を除き 漢の寛仁を学ぶ 徳を植える椿木(蘇東坡「種徳亭」より取るか) 八

千の春を保たん（後略）

【賛日】「黙稿」<sup>(14)</sup>（慶長四年九月）

（原文）豊国大明神遺像／三尺吹毛無価珍 五明在手掃風塵 儼然遺像威而猛 震且扶桑唯一人（普）／太閤大相  
国之肖像石田礼部三成信士需賛辞不克峻拒拙傷一絶塞厥命云 慶長四曆己亥九月初一日 前大徳春屋叟宗園

（読み下し）豊国大明神遺像 三尺の吹毛（三尺の名剣の意か）価珍なし 五明（古代インドの五つの学科目）の手  
に在りて風塵を掃う 儼然たる遺像威にして猛し 震且扶桑に唯一人（普） 太閤大相国の肖像、石田礼部三成信  
士賛辞を需む 峻拒すること克わらず 拙傷一絶してその命を塞ぐと云う（後略）

【賛一】No 36 西教寺本（慶長五年五月）

（原文）仰瞻／豊国大明神応用無方自在身／照徹竺支日東者爍迦羅眼絶纖／塵／右／山中城州太守橘長俊公絵／  
豊国尊像需賛詞固辞不允謹賦一偈云／慶長歳在庚子夏五十有八日／見南禅玄圃叟靈三／元来非鬼又非人権出現／  
称天下神日域朝鮮胸次／芥西乾東土眼中塵／慶子夏五吉辰／野积惟杏叟焼香拝賛／右為山中山城守従五位豊臣朝  
臣橘長俊

（読み下し）豊国大明神を仰ぎ瞻るに 応用無方の自在身 竺支日東を照徹せば 爍迦羅眼纖塵を絶す（「碧巖  
録」に見える語。ブツダの白と黒との蓮華の花弁のようなはつきりした眼の意） 右 山中城州太守橘長俊公 豊国尊像  
を絵し 賛詞を需め 固辞を允さず 謹んで一偈を賦して云く（中略）元来鬼に非ず又人に非ず 権に出現して  
天下神と称す 日域朝鮮胸次の芥 西乾東土眼中の塵（後略）

【賛二】No 17 妙興寺本（慶長五年六月）

（原文）馬上定天下／功如安漢家／一回任閑白／九族列清華／豊国威靈無／可比高於泰／重於華／咄／慶長庚子  
／季夏吉辰／前花園住山／虚白道人／謹賛

(読み下し) 馬上天下を定め 功漢家を安んずるが如し 一回ひとたび関白に任ずるや 九族清華に列す 豊国の威靈比すべき無く 泰より高く華より重し 咄はな(後略)

【賛K】 No 18 大阪市立美術館本 (慶長五年六月、洞春寺伝来か)

(原文) 豊国大明神尊像 / 諸將仰之如泰山威風 / 所及自安閑身雖収 / 在画図裡名滿乾坤 / 四海間 / 慶長五庚子六月吉辰 / 草湖惟杏叟焼香拝賛

(読み下し) 豊国大明神尊像 諸將これを仰ぐこと泰山のごとく 威風及ぶ所自ずから安閑 身収まりて画図の裡に在りと雖も 名は乾坤四海の間に満つ (後略)

【賛L】 【羽弓集】<sup>(15)</sup> (慶長五年八月)

(原文) 豊国大明神画像賛 庚子五月日野口五兵衛尉价穂親求之 / 威風烈起 儀節益崇 / 氣宇洪荒 匪啻益六十日本 / 胸界広潤 劍又吞八九雲夢 / 依傍天下異人顔路 彷彿海内奇士臧洪 / 多屬多親 枝上抽枝蔓上抽蔓 / 有父有子 桂実生桂桐実生桐 / 心意殊無瑕類 智恵剣加磨礪 / 炬炭常颺風烟 玉哲煮焙南鳥甌噉花北 / 珍宝積滿倉庫 白銀産島西黄金出奥東 / 遠景覽宇治河於高閣 雅席吟伏見江之孤篷 / 其拔萃出群也 孟賁非勇慶忌非捷 / 其退怨決勝也 張良是英韓信是雄 / 名翼正謂凡間有鷹 神力僉曰人品大龍 / 生前徒太政大臣之位 師範于一人儀形于四海 / 没后賜万靈同体之号 神物于六根逼塞于虚空 / 庶殿近接觀自在境 沙塔高聳阿弥陀峰 / 居士身宰官身 無不留塵埃迹 / 衆生相寿者相 今猶在画図中 看々 / 近代麒麟閣何人第一功 / 左良臣野口氏親政公命于画工令写 豊国明神々容以見 / 需著賛詞於ヶ禿翁々々元来不識字漢而朝擾暮忿以 / 故相拒者不窮 愈辭愈啓於是瓦沼磨煤松以淬禿筆餘 / 云 慶長第五歳舎庚子秋八月十有八 前々老 一 儀

(読み下し) 豊国大明神画像賛 庚子五月日野口五兵衛尉 穂親を价し之を求む 威風烈起し 儀節ますます崇たかし 氣宇洪荒にして ただに六十日本を益するのみならず 胸界広潤にして 劍また八九の靈夢を呑む 天下の異

人顔路に依傍し 海内の奇士臧洪に彷彿たり 多属多親 枝上の枝を抽き蔓上の蔓を抽く 有父有子 桂実の桂を生じ桐実の桐を生ず 心意は珠に瑕類なく 智恵の剣に磨碧を加う 炬炭は常に風烟を颯げ 玉哲焙南を煮て烏甌花北を嚼る 珍宝は積みて倉庫に満ち 白銀は島西に産し黄金は奥東に出ず 遠景宇治河を高閣に覽て 雅席に伏見江の孤篷を吟ず 其の拔萃群を出る也 孟賁は勇に非ず慶忌は捷に非ず 其の退怨勝を決する也 張良はこれ英韓信はこれ雄 名翼正に謂う凡間(世間)鷹ありと 神力僉曰く人品大龍と 生前は太政大臣の位に徙り 一人に師範し四海に儀形す 没后は万靈同体の号を賜り 六根に神物し虚空に逼塞す 唐殿は観自在境に近接し 沙塔は阿弥陀峰に高く聳える 居士身宰官身(観音経の語句) 塵埃の迹を留めざるなし 衆生寿者の相を相け 今猶画図中に在り 看々 近代の麒麟閣(前漢宣帝のとき、十一人の功臣の像を描いて掲げた楼閣) 何人か第一の功たらん 左良臣野口氏親政公画工に命じて豊国明神々容を写さしめ 以て賛詞をこの禿翁に著けんことを需めらる 禿翁元來字を識らざるの漢 しかるに朝擾暮忿 故を以て相拒まば窮まらず 愈いよいよ 辞するも愈ますます 啓す この瓦沼において煤松を磨し もつて禿筆の餘を淬めると云う(後略)

【贊M】 No 9 個人所蔵本(慶長六年正月)

(原文) 以正夫勇略□扶桑／北海鵬拳東山鳳翔／有仁有義令聞令望／贈明神号万国觀光／児孫日月登千歳／騰茂三槐翠葉香／咄／応九鬼長州刺史／友隆公之請賛／豊国大明神／慶長辛丑正月／吉旦／前花園南化道人

(読み下し) 正夫の勇略を以て扶桑を□ 北海の鵬拳がり東山の鳳翔ぶ 仁あり義あり令聞令望 明神号を贈り万国を觀光し 児孫日月千歳に登り 騰茂する三槐(周時代、外朝に植えた三本の槐の木。槐と懐と音通、人をここに懐け来す義がある)翠葉の香 咄 九鬼長州刺史友隆公(のち守徳)の請に応じ 豊国大明神に賛す(後略)

【贊N】 No 10 高台寺本(慶長六年四月)

(原文) 豊国大明神／笏縦手裏窮／三際刀横腰／間亘十方吟／昭朦朧千古／骨威加異国／護扶桑／慶長六辛丑

(見)  
自／卯月旬八賛／好古子賛

(読み下し) 豊国大明神 笏は手裏に縦ほしにして三際さんがい(過去、現在、未来)を窮め 刀は腰間に横よこにし十方に亘る 朦朧たる千古の骨を吟昭し 威を異国に加え扶桑を護る(後略)

以上に提示した一四点の賛について、著賛者―請賛者(賛年紀当時の地位)の関係を抽出しまとめておくと、次のようになる。

慶長三年

【賛A】南化玄興―田中吉政(三河岡崎城主)

【賛B】南化玄興―未詳

慶長四年

【賛C】西笑承兌―富田知信(伊勢安濃津城主、もと秀吉御伽衆)

【賛D】南化玄興―大谷吉継(越前敦賀城主)

【賛E】西笑承兌―施薬院全宗(もと秀吉近臣)

【賛F】三章令彰―杉原長房(但馬豊岡城主)

【賛G】南化玄興―道瀛禪人

【賛H】春屋宗園―石田三成(近江佐和山城主)

慶長五年

【賛I】玄圃靈三、惟杏永哲―山中長俊(もと秀吉近臣)

【賛J】南化玄興―未詳(尾張妙興寺周辺の人物か)

【賛K】 惟杏永哲—未詳（毛利氏周辺の人物か）

【賛L】 英甫永雄—野口親政（豊臣家奉行か）

慶長六年

【賛M】 南化玄興—九鬼友隆（のち守隆、志摩鳥羽城主）

【賛N】 弓箴善彊—未詳（高台寺前身康徳寺の関係者か）

現時点の収集実績による限り、請賛—著賛のピークは、おおむね秀吉の死後、関ヶ原の戦いまでの時期である。さまざまな限界が指摘されつつも、徳川氏に政治の主導権が移った関ヶ原の戦いの影響の大きさを示唆しているように思われる。その関ヶ原において、豊臣方・徳川方に分かれる人々が、秀吉画像の請賛者として数多く確認できる点は、当時の政治と宗教の関係を示す資料として、きわめて貴重である。また、請賛者が未詳の分でも、たとえば【賛K】を伴う大阪市立美術館本は、かつて洞春寺に伝来した可能性が指摘されている。<sup>(16)</sup> 事実とすれば、毛利氏の身辺に伝来した画像とも考えられる。また【賛N】の場合、著賛者の好古子とは、北政所実母の菩提寺であった曹洞宗康徳寺（高台寺の前身）の開山弓箴善彊で、この賛も康徳寺のために著されたものと指摘されている。<sup>(17)</sup>

現時点で、もつとも多くの請賛をうけ、それに応えている禅僧は、妙心寺の南化玄興である。南化は、語録「虚白録」所収の行状<sup>(18)</sup>などによれば、美濃の出身（土岐氏、一柳氏など俗姓には異説あり）で、快川紹喜に師事し、稲葉良通の帰依をうけて美濃を拠点に活動し、天正四年（一五七六）には、策彦周良にかわって信長のために「安土山記」を代筆したという。一方、天正十年に信長の侵攻をうけて武田勝頼父子が落命すると、南化は京都でさらしものになった遺骸を妙心寺に引き取り弔ったという。<sup>(19)</sup> 同十八年には、南北朝時代以来の歴史を有する尾張の諸山禅院妙興寺を再興している。【賛J】を伴う妙興寺本はこの事跡に関わるかとみられる。同十九年に秀吉の子鶴松が死去すると、秀吉はその供養のために祥雲寺を造営し、南化を開山に招き、さらに稲葉貞通、脇坂安治、山内忠義らも、妙心寺内

にあいついで塔頭を造営し、南化を開山に招いている。南化死去ののち、慶長十年（二六〇五）五月に、天皇は南化に定慧円明国師の号を与えている。豊臣政権において重要な役割を果たした禅僧としては、【賛C、E】を作成している西笑承兌の方が、一般的にはよく知られているが、収集し得た著賛事例による限り、南化は西笑に匹敵するか、それ以上に、秀吉に臣従した人々の内面世界に大きな影響力をもつ禅僧であったようにも見受けられる。

一方、石田三成の請賛にこたえ【賛H】を作成している大徳寺の春屋宗園は、語録「黙稿」によれば、やはり三成の請賛により同人母の画像賛を作成しているほか、黒田孝高、千利休など、秀吉に仕えた著名な人物を含め、三十三点以上もの俗人画像賛を作成しており、春屋賛を有する画像も少なからず存在する。その中の一点に、像王死去直後の慶長四年十一月付の春屋賛を有する大隆寺伝来の富田知信（一白）画像も存在する。<sup>(20)</sup> 知信請賛の【賛C】を伴う秀吉画像も、もとは大隆寺の伝来であり、富田氏は、秀吉の画像では南化に請賛し、知信の画像では春屋に請賛し、いずれも大隆寺に奉納したと考えられる。

以上にみた南化や春屋の活動は、足利政権とともに勢力を失った五山派に代わり、禅宗を代表する宗派になったとされる大徳寺派・妙心寺派の勢いを象徴しているかにもみえる。ただし、五山派最高位の南禅寺住持が、依然として大徳寺・妙心寺住持よりも格上というのが当時の共通認識であり、秀吉画像賛を作成している西笑承兌はもとより、三章令彰、玄圃靈三、惟杏永哲、英甫永雄もまた、すべて五山派の禅僧であることに注意したい。

このうち三章令彰は、戦国期の外交僧として著名な策彦周良の法嗣で、戦国期の五山派を特徴付ける幻住派の有力な禅僧と目される。<sup>(21)</sup> 天正十三年に義昭公帖をうけて五山円覚寺住持の身分を有していたが、【賛F】の作成を経て、慶長十二年には南禅寺住持につぐ地位である天龍寺住持に出世している。【賛F】の請賛者である杉原氏に類する檀越たちの信仰と支援をうけてのことかと思われる。玄圃靈三は、天正十四年にはじめて発給された秀吉公帖をうけて南禅寺住持に出世しており、同人による天正十八年著賛の山泉孝重画像、<sup>(22)</sup> 文禄三年（二五九四）著賛の松井与八郎画

像<sup>(23)</sup>などが存在するほか、語録「玄圃囊」<sup>(24)</sup>には蒲生氏郷の画像賛などもみえる。惟杏永哲は天正十八年に東福寺住持から南禅寺住持に出世しており、同人による慶長三年著賛の南条宗虎画像<sup>(25)</sup>、慶長四年著賛の長宗我部元親画像<sup>(26)</sup>などが存在する。若狭武田氏出身の英甫水雄<sup>(27)</sup>は、文禄三年に秀吉公帖をうけて南禅寺住持に出世しており、語録「羽弓集」に数点の俗人画像賛が収録されているほか、同人著賛の実父武田信高画像<sup>(28)</sup>、祖父武田元光画像<sup>(29)</sup>、および天正十年著賛の細川菊堂画像<sup>(30)</sup>が存在する。

南禅寺を頂点とする五山住持の任命権限は、すでにみた天正十四年の玄圃三の南禅寺住持補任を境に、義昭から秀吉へと移行したと考えられる<sup>(31)</sup>。秀吉が公帖発給という職掌に関心を示した理由は、おそらく、五山派禅僧が上記のように、秀吉に臣従する多くの人々の信仰を集める存在であったという事情が考慮されたからではなからうか。関ヶ原の戦いを経て、おそらく慶長八年二月の征夷大將軍任官直後には、家康が公帖発給に乗り出しており、そのも行われている「公帖無拝領衆」の摘発や、天皇による大徳寺・妙心寺住持任命の形骸化を正そうとした紫衣事件なども、臣従者たちの内面を捉えようとする最高権力者の試行錯誤という文脈で理解すべき部分がある<sup>(32)</sup>。

では、秀吉の臣従者たちは、著賛を依頼した禅僧たちによって、一体どのような秀吉認識を提示されているのであろうか。

もっとも目立つ主題は、秀吉が朝鮮・中国の征服をめざしたという事績である。【賛A、F、H、K、N】の九点に、関連する内容を認め得る。秀吉による朝鮮・中国への侵攻は、政権の構成員に大きな負担を与え、このときの内部対立が、関ヶ原の遠因になったとも指摘されるなど、秀吉の「早計」<sup>(33)</sup>が引き起こした政権崩壊の一大要因と捉えられている。しかし賛の内容は、実態とは大きく異なり、侵攻がある程度のもたらしたかのような記述となっており、実現しなかったというべき侵攻の成果、いいかえれば侵攻の構想は、秀吉の求心力を支える重要な要素として、著賛者と請賛者の間で合意形成ししやすい事項であったかにもみえる。すなわち侵攻は、必ずしも専制君主とい



うべき秀吉の個人的な「早計」であつたわけではなく、政權構成員の期待に後押しされていた面もあつたことを示唆している、といえるのではなからうか。

ところで、秀吉が中国を「長袖」の国と蔑み、日本を「武威」の国と誇り、朝鮮・中国への侵攻を敢行したのち、日本の支配層の間で長く憧憬の対象であつた中国古典世界がその地位を失い、かわつて天皇の存在を理念的な中核とする神国思想が台頭したという議論が、主に対外関係文書の分析に基づき行われている。<sup>34</sup> 秀吉は、天皇・朝廷を推戴し、関白という地位を背景として国内の敵対勢力に臨み、また、朝廷官位を基軸としながら一族や主要大名を編成するなど、一貫して天皇を中核に据えた政權構想を抱いていたか見えやすい。しかし一方、秀吉の「唐入」構想は伝統的な中国崇拜思想を前提としており、天皇中心主義と一体化しているという指摘や、九州国分のころから、秀吉の政權構想における天皇の比重は低下し、方広寺の造営など独自の神格化が進められたのではないかと指摘もある。<sup>35</sup> 秀吉が天下人として、天皇の存在に依拠しない権力莊嚴の可能性を模索する側面も持つていたとすれば、当時の政治と宗教の関係を考えるうえで、その内実が重要な論点となり得るのではないか。

そのような視角から上記の著賛事例をみると、秀吉が天皇の護持者であるという内容は、意外に影が薄いようにも見受けられる。【賛A、B、D、E、G、J、L】の七点に、関連する内容を認め得るが、必ずしも主題的な地位を占めてはいない、といえるのではなからうか。あらためて上記の請賛者たちの出自経歴をみると、彼らの多くは、秀吉に屈服させられたかつての敵対勢力というよりは、当初から秀吉に仕え、ともに敵対勢力を臣従させてきた人々であつたといひ得る。そのような請賛者たちにとつて、政權の目標、ないし秀吉画像賛の主題とは、天皇 $\parallel$ 神国の護持ないし確立といったことではなく、むしろ天皇に權威を認める国内諸勢力も動員しながら、中華世界の征服、あるいは賛の前提にもなっている中国古典の理想世界を実現することだつたと考える余地があるかとみられる。

秀吉や家康の対外関係文書において検出できる神国思想は、南蛮經由でヨーロッパの存在が知られるなど、従来の

三国世界観が動揺する時代状況に対応した、古くて新しい観念といえるかもしれない。しかし広範な秀吉の臣従者たちは、秀吉を中国古典世界の再現者とみる禅僧の解釈にお価値を認め、受容していた可能性がある。このような秀吉の臣従者たちの内面世界は、果たして新たな時代の到来に対応していない旧態依然としたものと評価すべきであるのか、それとも神国思想に画一化されていない多様性を示すものと評価すべきであるのか、様々な解釈があり得るが、最後に、後続の家康画像との比較で考えられることを述べておきたい。

### おわりに

秀吉に引き続き神格化された家康の画像の場合、禅僧の著賛事例は、今のところ語録も含めて大名家の側で製作された個別事例の一点にのみ確認している。また、徳川氏の管轄下で製作されたというべき同類型の定式画像に賛がある場合、そのほとんどは、中世以来の天台宗周辺の經典から抜き出された五種類の文言が、家康の神格化を主導した天海の署名とともに記されている。禅僧の著賛を有する事例が、本稿でみた定式画像の主要な一群を占めている秀吉画像とは、大きく様相が異なっている。

秀吉と家康の間にこうした相違がみられる理由は、一つには、秀吉の神格化を担った吉田神道が、禅宗と親しい関係にあったのに対し、家康の神格化を担った天海ないし天台宗山王神道は、禅宗とさほど深い交流を持っていなかったという事情を挙げられるかもしれない。もう一つには、中国古典世界の擬似的再現を特徴とし、広範な政権臣従者の主体的な信仰を集める禅宗が、最高権力者と臣従者を媒介する文化として重要な役割を果たしてきた足利政権期以来のあり方<sup>(37)</sup>が、徳川氏によって転換された可能性も考慮する必要があるかと思われる。そうであるとすれば、徳川氏  
は一体、禅宗のどのような性格を忌避したと考えられようか。

歴代室町殿の画像賛の詳細な検討は今後の課題であるが、政権の臣従者が禅僧に最高権力者の画像への著賛を依頼するという慣習は、おそらく足利政権期以来のものである。本稿で見た秀吉画像賛の場合、南化や西笑など、特定の禅僧に請賛が集中する傾向はあるものの、どの禅僧に著賛を依頼するかは豊臣氏の決定事項ではなく、臣従者の主体的な判断に基づいているとみられる。著賛内容も、おそらく請賛者である臣従者たちの期待を反映した秀吉の現実の事跡、とりわけ朝鮮・中国への侵攻を想起させる内容が書かれている。これに対し家康の場合、広く流布している定式画像の著賛者は、臣従者の側が決定できる事項ではなく、原則として天海の役割となつている。著賛内容も、この世を成り立たせている抽象的な原理の具体的な姿として、さまざまな仏神の出現と家康の出現とを並列して意識させようとするものである。実在の人物の事跡を想起し得る内容を全く記していない点で、秀吉画像賛とは大きく異なっている。

おそらく足利政権期以来、政権の多くの臣従者たちは、自己の信頼する禅僧の言葉を介し、いわば自己の価値観と体験に基づいて、最高権力者の存在意義を再認識する慣習をもっており、そのような慣習は、秀吉画像賛においても継承されているとみなし得る。しかし家康の神格化にあたり、天台宗山王神道を採用した徳川氏は、少なくとも結果的に、禅宗に支えられた臣従者たちの主体的な価値観から、家康ないし東照大権現という存在を超越させることを意図していた、といえるのではないか。秀吉の臣従者たちの主体的な支持を調達しながら、関ヶ原の戦いや大坂の陣などを乗り切らなければならなかった家康、およびその後継者たちは、政権を安定させるべく、禅宗などに支えられた広範な臣従者たちの主体性を剝奪する必要性を認識し、そうした政権の志向が、豊国大明神と東照大権現の画像賛の違いにあらわれているように思われる。

以上、賛の内容を一見して、考え得ることを述べてみたが、より正確に賛の含意を読み取るには、前提となつている中国古典に関する知識が欠かせない。秀吉画像賛をはじめとする画像賛のより正確な読解は、政治史研究に通じた

研究者と、禅宗古典等の知識に通じた研究者の共同作業を要する新たな研究領域といえるであろう。

註

- (1) 高木昭作「江戸幕府の成立」(岩波講座日本歴史) 九近世一、一九七五年)、笠谷和比古①「近世武家社会の政治構造」(吉川弘文館、一九九三年、第一部第一章)、②「関ヶ原合戦と近世の国制」(思文閣出版、二〇〇〇年、II第七章)、藤田達生「日本近世国家成立史の研究」(校倉書房、二〇〇一年、第三部第十二章) など。
- (2) 藤井直正「豊臣秀頼の社寺造営とその遺構」(『大手前女子大学論集』一七、一九八三年)、木村展子「豊臣秀頼の社寺造営について」(『日本建築学会計画系論文集』四九九、一九九七年) など。
- (3) 高木、前掲注(1)論文、一三八頁。
- (4) 斎藤夏来「禅宗官寺制度の研究」(吉川弘文館、二〇〇三年、第四章)、吉田洋子「豊臣秀頼と朝廷」(『ヒストリア』一九六、二〇〇五年) など。
- (5) 下記の図録類を参照した(刊年順)。可能な限り、精細なカラー図版が複数掲載されているものに絞って提示する。
  - 1 大阪三越呉服店新美術部「豊公記念展覧会図録」芸艸堂、一九一八年、
  - 2 日本経済新聞大阪本社編集・発行「豊臣秀吉展」一九一一年、
  - 3 滋賀県立琵琶湖文化館「多賀信仰とその周辺」一九〇〇年、
  - 4 佐賀県美術館編集・発行「近世の肖像画展」一九九一年十月九日、
  - 5 大阪城天守閣編集「豊臣秀吉展」大阪城天守閣特別事業委員会、一九九一年十月十二日、
  - 6 大阪城天守閣編集「豊臣秀頼展」大阪城天守閣特別事業委員会、一九九三年、
  - 7 大阪城天守閣編集「戦国の五十人」大阪城天守閣特別事業委員会、一九九四年、
  - 8 「中世・近世肖像画の調査・データベース化と歴史図像学的研究」(文部省科学研究費報告書、研究代表者黒田日出男、一九九六年三月)、および東京大学史料編纂所蔵肖像画模本データベース  
(<http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller/>)、
  - 9 京都市文化市民局文化財保護課編集・発行「京都市文化財ボックス第一集 京都近世の肖像画——市内肖像画調査報告書——」一九九六年二月、
  - 10 大阪市立博物館他編集「黄金と侘び 秀吉展」NHK、一九九六年(会期四月～十月)、
  - 11 「大阪城天守閣紀要」二五、一九九七年、
  - 12 総本山醍醐寺他編集「祈りと美の伝承 醍醐寺展

- 秀吉・醍醐の花見四〇〇年 — 一九九八年、
  - 13 京都国立博物館編集『妙法院と三十三間堂』日本經濟新聞社、一九九九年、
  - 14 NHK編集発行『利家とまつ——加賀百万石物語展——』二〇〇二年、
  - 15 市立長浜城歴史博物館編集・発行『神になった秀吉——秀吉人気の秘密を探る——』二〇〇四年、
  - 16 財団法人畠山記念館編集・発行『與衆愛玩——畠山即翁の蒐集品——』二〇〇五年二月、
  - 17 九州国立博物館編集『美の国日本』西日本新聞社、二〇〇五年十月、
  - 18 岡崎市美術博物館編集・発行『徳川四天王——天下統一の立役者たち——』二〇〇六年、
  - 19 宇和島市立伊達博物館編集・発行『宇和島伊達家伝来品図録』二〇〇七年、
- 以下本稿で、右の図録類に依拠する場合には、「図録1」などと表記する。
- (6) 秀吉画像の分類案については、相澤正彦「旧牟田口家本豊国明神像を巡って」(『古美術』六三、一九八二年)、名古屋市秀吉清正記念館編集、『秀吉の面影』出品目録(一九九三年)、北川央①「秀吉の神影に隠された謎」(『歴史群像』二四、一九九六年)、②「豊臣秀吉像と豊国社」(黒田日出男編『肖像画を読む』角川書店、一九九八年)など参照。なお、北川①論文の分類案によれば、

曲糸に座す特異な描写で知られる大阪・豊国神社本(図録7、二六頁など)は、Ⅲ持尺の二点と容貌が酷似すると指摘されている。

- (7) 北川、前掲注(6)②論文、二〇七頁。
- (8) 図録12、一九〇頁。
- (9) 以上、北川、前掲注(6)②論文参照。
- (10) 北川、前掲注(6)②論文、一三三頁。
- (11) 谷信一「室町時代美術史論」(東京堂、一九四二年)。
- (12) 内閣文庫所蔵写本、『賛G』も同じ。
- (13) 谷信一、前掲注11書、三二〇頁掲載。
- (14) 「大徳寺禅語録集成」四(法蔵館、一九八九年)八〇頁。
- (15) 東京大学史料編纂所所蔵謄写本(建仁寺兩足院原蔵)。
- (16) 北川、前掲注(6)②論文、二〇四頁。
- (17) 宮島新一「肖像画の視線——源頼朝像から浮世絵まで——」(吉川弘文館、一九九六年)一四五頁。
- (18) 以下、特に断らない限り、南化玄興の事跡は「大日本史料」一一一、二五二頁以下による。
- (19) 「月航和尚語録」「南化玄興遺稿」「山梨県史」資料編六、中世三下県外記録、六一八、六二四頁。
- (20) 宮島新一「武家の肖像」(日本の美術三八五、至文堂、一九九八年)五四頁。
- (21) 玉村竹二「日本禅宗史論集」下之一(思文閣出版、一九七九年)三〇六、八九四頁など。

- (22) 東京大学史料編纂所蔵肖像画模本、波一〇五。
- (23) 図録17、一八〇頁、京都府立丹後郷土資料館編集・発行『丹後京極氏と肖像画の世界』(二〇〇一年)一〇頁などに掲載。
- (24) 東京大学史料編纂所蔵謄写本(丹後宗雲寺原蔵)。
- (25) 東京大学史料編纂所蔵肖像画模本、呂四三一。
- (26) 東京大学史料編纂所蔵肖像画模本、以四六。
- (27) その文筆活動については、堀川貴司『倒病集』について——英甫永雄の生涯と文学——(『論集中世の文学韻文編』明治書院、一九九四年)の検討がある。
- (28) 『福井県の地名』(日本歴史地名大系一八、平凡社、一九八一年)六四七頁、宮島、前掲注20書、六〇頁など。
- (29) 『小浜市史』社寺文書編(一九七六年)五二〇頁に賛文の翻刻がある。
- (30) 『丹後京極氏と肖像画の世界』前掲注(23)一五頁参照。
- (31) 斎藤、前掲注(4)書、第三章。
- (32) 斎藤、前掲注(4)書、第三―五章。
- (33) 三鬼清一郎『関白外交体制の特質をめぐって』(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年)八一頁参照。
- (34) 朝尾直弘『東アジアにおける幕藩体制』(『日本の近世—世界史の中の近世』中央公論社、一九九一年)、高木昭作『將軍権力と天皇——秀吉・家康の神国観——』(青木書店、二〇〇三年)など。
- (35) 三鬼、前掲注(33)論文、藤田、前掲注(1)書、第一部第三章など。
- (36) 斎藤夏来『家康の神格化と画像』(『日本史研究』五四五掲載予定)。
- (37) 斎藤夏来①前掲注(4)書、②『戦国期知多半島の五山文学受容——『鏝水集』の検討を中心に——』(『年報中世史研究』二九、二〇〇四年)、③『足利政権の坐公文発給と政治統合』(『史学雑誌』一一三―一六、二〇〇四年)、④『叢林と夷中——諸山・十利の住持補任分析——』(『歴史学研究』七九一、二〇〇四年)など参照。
- (後記) 本稿の賛読解および画像確認のための図版入手につき、荒川雅博氏、北川央氏、西尾賢隆氏(以上五十音順)より種々ご教示を得た。記して謝意を表したい。なお本稿は、二〇〇六年度日本学術振興会科学研究費補助金(奨励研究)による研究成果の一部である。